

# 平成31年度 予算案の概要

## (厚生労働省医政局)

・平成31年度 予算案 (A)	2, 190億1千8百万円
・平成30年度 第一次補正予算及び 平成30年度 第二次補正予算案 (B)	238億2千3百万円
(A) + (B) =	2, 428億4千2百万円
・平成30年度 当初予算額 (C)	1, 939億1千4百万円
(A) との差引増減額	251億5百万円 (112.9%)
(A) + (B) との差引増減額	489億2千8百万円 (125.2%)

(注1) 上記計数には、厚生労働科学研究費補助金等は含まない

(注2) 平成30年度は、財務・厚生労働両大臣合意(平成29年12月)に基づく措置として、別途200億2千万円を計上

### 平成31年度 厚生労働省医政局予算案の主要施策

#### I. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

・地域医療介護総合確保基金(公費)	1, 034億円
・地域医療構想・医師偏在対策推進支援事業	0. 8億円

#### II. 医療分野の生産性向上及び働き方改革の推進

・保健医療記録共有サービス実証事業	1. 2億円
・Tele-ICU体制整備促進事業	5. 0億円
・タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業	3. 9億円
・医療機関の勤務環境マネジメント向上支援	0. 5億円
・医療のかかり方普及促進事業	2. 2億円

#### III. 質が高く効率的な医療提供体制の確保

・地域間の医師・診療科間偏在の解消など医師偏在対策の推進	4. 9億円
・救急・災害医療などの体制整備	242. 0億円
・地域医療確保対策の推進	144. 1億円
・医療の国際展開の推進	16. 6億円

#### IV. 医療関連産業の活性化及び医療分野の研究開発の促進

・高い創薬力を持つ産業構造への転換	10. 4億円
・医療分野の研究開発の促進等	42. 8億円 等

## 平成30年度 厚生労働省医政局 第一次補正予算

### I. 医療施設等の災害復旧 94.4億円

被災した医療施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。

## 平成30年度 厚生労働省医政局 第二次補正予算案

### I. 防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策 49.3億円

#### ・災害拠点病院等の耐震整備、給水設備強化、非常用自家発電設備整備等 43.0億円

災害拠点病院や耐震性が特に低い病院等の耐震整備に対する支援を行う。また、災害時の診療機能を維持するため、災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センターに対して、給水設備や非常用自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。

#### ・在宅人工呼吸器使用患者のための非常用簡易自家発電設備整備等 3.5億円

自力での移動が困難な在宅患者の使用する人工呼吸器が長期停電時に稼働できるよう、当該患者の診療を行う医療機関に対して、患者に貸与できる簡易自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。

#### ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の機能拡充 2.8億円

災害時に被災した医療機関の支援に必要な情報をより迅速に収集・提供するため、医療機関等が利用する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）<sup>\*</sup>の操作性・機能の改善や情報入力項目の追加等のシステム改修を行う。

※ 医療機関、医療関係団体、消防機関、保健所、都道府県、市町村等の間の情報ネットワーク化を図り、災害時における医療機関の活動状況など、災害医療に関わる情報を収集・提供するシステム

### II. その他喫緊の課題への対応 94.5億円

#### ・有床診療所等におけるスプリンクラー等の設置 20.0億円

有床診療所等に対し、スプリンクラー等の設置に必要な経費の補助を行う。

#### ・災害拠点病院の機能強化 3.6億円

災害拠点病院の機能強化のため、重篤な患者の被災地外への搬出等に対応できる緊急車両等の整備に必要な経費を補助する。

#### ・サミット救急医療機器整備事業 1.1億円

2019年6月に大阪府で開催されるG20首脳会議（サミット）において、各国要人等が急病になった場合に受け入れる協力病院が、より適切な医療を提供できるよう医療機器等の整備に必要な経費を補助する。

#### ・アジア国際共同治験環境整備・医薬品等市場活性化促進事業 19.1億円

アジア各国における国際共同治験実施のための各国の治験実施環境や国際共同治験実施体制構築のための調査・分析を行うとともに、医薬品等の国際共同治験について具体的な実証・調査等に必要な経費を補助する。

#### ・医療施設等の災害復旧 50.4億円

被災した医療施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。

# 主要施策

## 1. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

社会保障・税一体改革を着実に進めるため、医療介護総合確保推進法に基づく諸施策を推進し、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保することにより、地域における適切な医療・介護サービス提供体制の制度改革を実現する。

1

### 地域医療介護総合確保基金

公費 103,366百万円(国 68,910百万円、地方 34,455百万円)

各都道府県が策定した地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携等に関する事業が一層本格化する。また、病床の機能分化・連携を進めるためには、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保についても、併せて推進する必要がある。2025年に向けて、地域医療構想の達成を推進するため、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成30年7月18日可決・成立)により、都道府県における実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、効果的な医師の派遣調整等ができるようにするための地域医療支援事務の見直し等がなされ、これまでも増して医師確保対策事業の実施が見込まれることから、地域医療介護総合確保基金による一層の支援を行う。

#### (参考) 地域医療介護総合確保基金の対象事業

##### ①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

公費 57,000百万円(国 38,000百万円、地方 19,000百万円)

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

##### ②居宅等における医療の提供に関する事業

公費 46,366百万円(国 30,910百万円、地方 15,455百万円)の内数

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

##### ③医療従事者の確保に関する事業

公費 46,366百万円(国 30,910百万円、地方 15,455百万円)の内数

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

**2 地域医療構想・医師偏在対策推進支援事業**

79百万円

地域医療構想の達成、医師偏在の解消に向けた取組を整合的・一元的に推進するとともに、都道府県における医療行政人材の育成を図るため、都道府県職員研修や都道府県施策の企画立案を支援するアドバイザーの養成等を実施する。【新規】

**3 地域医療構想の達成に向けたトップマネジメント研修事業**

10百万円

地域医療構想の達成に向けて、地域で合意を得た「具体的対応方針」に沿って、各医療機関が着実・円滑に機能転換等の取組を進めていくことができるよう、病院長等の幹部職員に対し、病院の管理・運営及び経営に関わる体系的な研修を実施する。【新規】

**II. 医療分野の生産性向上及び働き方改革の推進**

生産性年齢人口の急速な減少により労働力の制約が強まる中、引き続き需要が増加する医療等のサービスを安定的に提供するため、医療分野の生産性向上に向けた施策を講じる。

また、働き方改革実行計画（平成29年3月働き方改革実現会議決定）等を踏まえ、医師をはじめとした医療従事者の働き方改革の推進に向けた施策を講じる。

**1 保健医療記録共有サービス実証事業**

121百万円

未来投資戦略等に示された全国保健医療情報ネットワークの2020年度からの稼働に向け、患者基本情報や健診情報等を医療機関の初診時等に本人同意の下で共有できる「保健医療記録共有サービス」の整備に必要な、保健医療記録の個人ごとの時系列管理、情報更新等の仕組み、提供画面、本人同意及びセキュリティの構築等の課題の検討や実証を行う。

**2 Tele-ICU 体制整備促進事業**

498百万円

遠隔より適切な助言を行い、若手医師等、現場の医師をサポートし勤務環境を改善するため、複数のICUを中心的なICUで集約的に患者をモニタリングし、集中治療を専門とする医師による適切な助言等を得るために必要な設備や運営経費に対する支援を行う。【新規】

**3 タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業**

385百万円

タスク・シフティングなどの勤務環境改善の先進的取組を行う医療機関に必要経費を補助し、効果・課題の検証を実施するとともに、当該取組みを評価し周知することにより取組の推進を図る。また、医療関係団体が、医療機関向けの会議開催や好事例の普及等を通じて、医師等の勤務環境改善に資する取組みを行う場合の費用を補助する。【新規】

**4 医療機関の勤務環境マネジメント向上支援**

48百万円

医師の働き方改革に向け、病院長の意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメント能力の向上を図るため、国立保健医療科学院等において地域リーダーの育成や病院長向けの研修を実施する。【新規】

**5 医療のかかり方普及促進事業**

217百万円

適切な医療のかかり方について国民の理解を促進するため、ウェブサイトの構築や、多様な組織主体が参画し、国民運動を広く展開していくためのイベントの開催等を行う。【新規】

**6 医師の勤務実態把握調査事業****80百万円**

精緻な医師の需給推計を実施するにあたり、医師の地域、診療科、年代、性別による勤務実態を把握する必要があることから、全国の医師を対象とした勤務実態を詳細に把握するための調査を実施するとともに、医師の勤務実態に影響を及ぼすタスク・シフティングの推進状況等についても併せて調査する。

**【新規】****7 女性医療職等のキャリア支援****52百万円**

出産・育児・介護等における女性医師等をはじめとした医療職のキャリア支援を行う医療機関を普及させるため、中核的な役割を担う拠点医療機関の構築に向けた支援を行う。

※この他、女性医療職等の離職防止及び再就業を促進するため、地域医療介護総合確保基金（公費 46,366 百万円の内数）を活用し、病院内保育所の運営費や施設整備に対する支援を実施。

**8 看護業務の効率化に向けた取組の推進****27百万円**

看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上を図るため、看護業務の効率化に資する医療機関の取組を募集し、選考委員会を設置して先進的な取組を選定するとともに、先進的な取組を行う医療機関を表彰し、取組を周知する。**【新規】**

### Ⅲ. 質が高く効率的な医療提供体制の確保

できる限り住み慣れた地域で、その人にとって適切な医療サービスが受けられる社会の実現に向け、医療提供体制の整備のための取組を推進する。

また、地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保することを目的とした、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年7月18日可決・成立）の施行にあたり必要な施策を講じる。

#### （1）地域間の医師・診療科間偏在の解消など医師偏在対策の推進

<b>1</b>	医師少数区域等で勤務した医師の認定制度創設等に伴う対応	53百万円
----------	-----------------------------	-------

医療法及び医師法の一部を改正する法律が成立し、平成32年度から医師少数区域等で勤務した医師の認定制度を開始することに合わせ、全国的な医師の配置調整を行う仕組みや認定医師の情報管理等に必要なシステムの構築に向けた調査・検討を行う。【新規】

<b>2</b>	地域医療構想・医師偏在対策推進支援事業(再掲)	79百万円
----------	-------------------------	-------

地域医療構想の達成、医師偏在の解消に向けた取組を整合的・一元的に推進するとともに、都道府県における医療行政人材の育成を図るため、都道府県職員研修や都道府県施策の企画立案を支援するアドバイザーの養成等を実施する。【新規】

<b>3</b>	新たな専門医の研修開始に伴う医師偏在対策	360百万円
----------	----------------------	--------

新専門医制度の研修が開始されたことにより、地域の医師偏在が助長されないよう偏在対策の観点から、日本専門医機構等に対して、研修プログラム等のチェック、都道府県や関係学会との調整などに対する支援を行う。

## (2) 救急・災害医療などの体制整備

### 1 救急医療体制の整備(一部再掲)

1,088百万円

救急医療体制の整備を図るため、重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターなどへの財政支援を行うとともに、医療機関間等の搬送を行う病院救急車の運用による地域の救急医療体制に与える効果を検証するためのモデル事業を新たに実施するなど、地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制構築に必要な支援を行う。

また、2019年に開催されるG20サミット開催に伴う、各国要人等に対する救急医療体制の整備に必要な支援を行う。【一部新規】

#### 【救急医療関係の主な予算の内訳】

- ・救急医療体制強化事業 381百万円
- ・病院前医療体制充実強化事業 5百万円
- ・病院救急車活用モデル事業 51百万円
- ・G20サミット関連経費 122百万円
- ・上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 23,042百万円を活用。

#### ○主な事業メニュー

救命救急センター運営事業、小児救命救急センター運営事業 等

### 2 ドクターヘリの導入促進

6,742百万円

地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航に必要な費用を支援するとともに、ドクターヘリによる診療の効果検証を行うため、ドクターヘリの症例データの収集等を行う。【一部新規】

#### 【ドクターヘリ関係の予算の内訳】

- ・ドクターヘリ事業従事者研修事業 7百万円
- ・ドクターヘリ症例データベース収集事業 4百万円
- ・ドクターヘリ導入促進事業※ 6,730百万円

※ドクターヘリ導入促進事業は医療提供体制推進事業費補助金

23,042百万円の内数

### 3 小児・周産期医療体制の充実

423百万円

地域で安心して産み育てることのできる医療の確保を図るため、総合周産期母子医療センターやそれを支える地域周産期母子医療センターの新生児集中治療室（NICU）、母体・胎児集中治療室（MFICU）等へ必要な支援を行う。

また、産科医師や分娩取扱施設が存在しない二次医療圏（無産科二次医療圏）、又は分娩取扱施設が少ない地域において、新規開設等を行う分娩取扱施設の施設・設備整備や、同地域に産科医を派遣する医療機関に対して必要な経費を支援する。

#### 【小児・周産期医療関係の主な予算の内訳】

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| ・地域の分娩取扱施設の確保事業      | 177 百万円        |
| ・地域の産科医療を担う産科医の確保事業  | 110 百万円        |
| ・産科医療補償制度運営費 他       | 136 百万円        |
| ・上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 | 23,042 百万円を活用。 |

#### ○主な事業メニュー

周産期母子医療センター運営事業、NICU等長期入院児支援事業 等

### 4 へき地保健医療対策の推進

2,576百万円

無医地区等のへき地に居住する住民に対する医療提供体制の確保を図るため、へき地診療所や巡回診療等を行うへき地医療拠点病院への支援、また、無医地区等から高度・専門医療機関を有する都市部の医療機関へ患者を長距離輸送する航空機（メディカルジェット）の運行等に必要な経費を支援する。

#### 【一部新規】

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供する体制を維持するため、災害拠点病院や耐震性が特に低い病院等の耐震化をさらに促進するとともに、災害拠点病院等が事業継続計画(BCP)を策定できるよう研修を実施する。

また、南海トラフ巨大地震や首都直下地震など大規模災害に備えた災害医療体制の強化の一環として、災害拠点病院等の給水設備の増設及び非常用自家発電設備の整備等や、DMATのさらなる養成及び体制強化等に必要な費用を支援する。【一部新規】

【災害医療関係の主な予算の内訳】

- ・DMAT体制整備事業 364百万円
- ・広域災害・救急医療情報システム経費(EMIS) 62百万円
- ・有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 5,196百万円
- ・災害精神科医療関係事業 106百万円
- ・災害医療コーディネーター研修事業 他 99百万円
- ・上記以外に防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、災害拠点病院等の耐震整備、給水設備強化、非常用自家発電装置の整備について7,545百万円を計上
- ・上記以外に医療提供体制推進事業費補助金23,042百万円を活用。
  - 主な事業メニュー
    - 基幹災害拠点病院設備整備事業、地域災害拠点病院設備整備事業 等

### (3) 地域医療確保対策の推進

医師の地域偏在・診療科偏在の更なる是正を図るため、産婦人科や小児科における臨床研修医の宿日直に際し、指導医や上級医が宿泊のうえ指導を行った場合の手当に対する支援やへき地診療所等研修に要する経費の増額など事業の充実を図る。

<b>2</b>	<b>新たな専門医の研修開始に伴う医師偏在対策(再掲)</b>	<b>360百万円</b>
----------	---------------------------------	---------------

新専門医制度の研修が開始されたことにより、地域の医師偏在が助長されないよう偏在対策の観点から、日本専門医機構等に対して、研修プログラム等のチェック、都道府県や関係学会との調整などに対する支援を行う。

<b>3</b>	<b>特定行為に係る看護師の研修制度の推進</b>	<b>587百万円</b>
----------	---------------------------	---------------

「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援するとともに、研修を指導する指導者育成のための支援等を行う。【一部新規】

<b>4</b>	<b>死因究明等の推進</b>	<b>216百万円</b>
----------	-----------------	---------------

「死因究明等推進計画」(平成26年6月13日閣議決定)に基づき、検案する医師の資質向上や、小児死亡事例の死亡時画像診断を実施するために必要な経費の支援などにより、死因究明等の推進を図る。

<b>5</b>	<b>歯科口腔保健・歯科医療提供体制の推進</b>	<b>800百万円</b>
----------	---------------------------	---------------

ライフステージごとの特性等を踏まえた歯科口腔保健施策を推進するとともに、自治体等が実施する予防施策等を支援するため、効率的・効果的に国民に普及・定着させることができる一次予防施策等の事業モデルの提案等を行う。

また、地域における歯科保健医療提供体制の構築に資する支援を行う。

【一部新規】

**6 在宅医療の推進****27百万円**

地域包括ケアシステムを支える在宅医療を推進するため、関係団体、研究機関、学会等が先進的な事例の横展開等を行い、それぞれの知見や研究成果を相互に共有し、必要な協力体制を構築する。

また、在宅医療・訪問看護に係る専門知識や経験を豊富に備えた講師の人材育成を進め、在宅医療推進のための地域の取組を支援する。

**7 人生の最終段階における医療の体制整備****117百万円**

人生の最終段階における医療に関する患者の相談に適切に対応できる医師・看護師等の医療従事者の育成に加え、各地域において人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を普及するため、各種団体等と協働した広報を行うなど、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境整備をさらに推進する。

**(4) 国民への情報提供の適正化・医療の国際展開の推進****1 医業等に係るウェブサイトの監視体制強化****55百万円**

医療機関のウェブサイトを適正化するため、虚偽または誇大等の不適切な内容を禁止することを含めた医療法改正を踏まえ、ネットパトロールによる監視体制を更に強化し、医業等に係る情報提供の適正化を推進する。

**2 医療機関における外国人患者の受入体制の整備****1,660百万円**

地方自治体における医療機関等からの相談にワンストップで対応するための体制整備支援や、医療機関における多言語コミュニケーション対応支援などの取組を通じ、外国人患者が安心して医療を受けられる環境の整備を進める。

**【一部新規】**

## IV. 医療関連産業の活性化及び医療分野の研究開発の促進

医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造へ転換するため、医療系ベンチャーの振興や革新的バイオ医薬品及びバイオシミラーの開発支援を拡充する。

また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）と大学、研究機関等との連携による基礎から実用化までの一貫した医療分野の研究開発を推進し、世界最高水準の医療提供に資する。

### （1）高い創薬力を持つ産業構造への転換

<b>1</b>	医療機器研究開発の人材育成拠点の体制整備	202百万円
----------	----------------------	--------

医療現場のニーズに基づいて医療機器を開発できる企業の人材を育成し、医療機器開発の加速化・産業化を推進するため、人材育成拠点の連携を強化することに加えて、新たな拠点となり得る医療機関の整備の支援を行う。【新規】

<b>2</b>	後発医薬品使用促進対策費	212百万円
----------	--------------	--------

2020年（平成32年）9月までに後発医薬品の使用割合を80%とする目標をできる限り早期に達成できるよう、引き続き普及啓発の推進や医療関係者への情報提供等による環境整備に関する事業を実施するとともに、後発医薬品の使用促進が進んでいない地域の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を図っていく。

<b>3</b>	医療系ベンチャー育成支援事業	576百万円
----------	----------------	--------

厚生労働大臣の私的懇談会である「医療のイノベーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会」の報告に基づき、「ジャパン・ヘルスケアベンチャー・サミット」の開催や、知財管理、薬事申請、経営管理、海外展開等、医療系ベンチャーが各開発段階で抱える課題について相談対応等による支援を行うとともに、医療系ベンチャーへのアカデミアや大手企業からの人材交流の事業を実施することにより、医療系ベンチャーのより一層の振興を図る。

## 4 バイオ医薬品開発促進事業

44百万円

平成32年度末までにバイオシミラーの品目数倍増（5成分から10成分）を目指すなか、革新的バイオ医薬品及びバイオシミラーの開発支援の拡充を行うとともに、医療従事者及び患者・国民に対してバイオシミラーの理解の促進を図る。

### (2) 医療分野の研究開発の促進等

#### 1 臨床研究法施行に伴う質の高い臨床研究の推進

3,467百万円

質の高い臨床研究の実施体制の整備を図るほか、リアルワールドデータを活用した効率的な臨床研究・治験を推進するため、MID-NETの手法を活用し、臨床研究中核病院における診療情報の標準化・連結を進める。

あわせて、臨床研究法の対象外となっている手術・手技等の取扱いの検討のための調査等を実施する。【一部新規】

#### 2

#### クリニカル・イノベーション・ネットワークの構想の推進(一部再掲)

3,339百万円

効率的な臨床開発のための環境整備を進める「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」(CIN)構想の取組の一環として、平成29年度から実施している全国の疾患登録システムに関する調査結果を公開しつつ、疾患登録システムの構築等に関する相談対応等を行い、疾患登録情報の質の向上や利活用の促進を図る。あわせて、医薬品・医療機器開発にも利活用が可能な疾患登録システムを有する医療機関等と企業との間の、共同研究を支援・補助する取組等を行い、CIN構想をより一層推進させる。

#### 3 再生医療の臨床研究・治験の推進に向けた取組

400百万円

日本再生医療学会を中心に大学病院や企業団体が参画する連合体を構築し、再生医療の知識・経験を有する医療機関等と連携し、引き続き再生医療実用化推進を支援する。また、海外でも日本の再生医療等技術が通用するよう、国内外の研究者等の人材交流の促進や、開発したデータベース(NRMD)の入力項目や表示言語の整備を行う等の再生医療の国際展開を見据えた支援をする。

## V. 各種施策

1

国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構における政策医療等の実施  
44,805百万円

国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構の円滑な運営に必要な経費を確保する。【一部新規】

2

国立ハンセン病療養所の充実  
32,520百万円

国立ハンセン病療養所において、入所者の療養環境の充実に必要な経費を確保する。

3

経済連携協定などの円滑な実施  
166百万円

経済連携協定（EPA）などにに基づきインドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人看護師候補者について、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の習得に向けた支援等を行う。

※経済連携協定関係の予算の内訳

- ・外国人看護師・介護福祉士受入支援事業 62百万円
- ・外国人看護師候補者学習支援事業 104百万円
- ・上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 23,042百万円を活用。

○事業メニュー

外国人看護師候補者就労研修支援事業

4

「統合医療」の情報発信に向けた取組  
10百万円

「統合医療」の有効性や安全性に関する学術論文等の情報を収集し、それらの信頼性（エビデンスレベル）の評価を行うために必要な支援を行う。